

## 令和5年度第2回生涯学習審議会 会議録

### 1 日 時

令和5年7月10日（月）14時00分 開会

### 2 場 所

流山市文化会館（中央公民館） 第2会議室

### 3 議 題

- (1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について
- (2) その他

### 4 出席委員

土屋委員 角委員 滑川委員 谷田委員 山田委員  
西岡委員 天農委員 熊谷委員 野上委員 若松委員

### 5 事務局

竹内生涯学習部長 石川生涯学習部次長兼生涯学習課長  
小池スポーツ振興課長 寺門公民館長 伊原図書館長 秋谷博物館長  
【スポーツ振興課】  
寺田課長補佐 青木スポーツ施設係長 田中主事  
【生涯学習課】  
玉ノ井課長補佐 加藤生涯学習係長 島田会計年度任用職員（記録）

### 6 傍聴者 なし

### 7 会議録

【14時 開会】

（司会）

定刻となりましたので、令和5年度第2回流山市生涯学習審議会を開会いたします。

初めに、生涯学習部長より御挨拶申し上げます。

（竹内部長）

本日は暑い中、審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます

す。また、平素より本市の生涯学習の推進には、多大なる御尽力を賜り心からお礼申し上げます。

本日は、前回に引き続き、流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、御意見をいただきたく存じます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、次に配付資料の確認をお願いいたします。

・ 次第

事前送付資料

・ 主な修正点

・ 【資料 1】 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ  
室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定(案)

・ 【資料 2】 料金改定算出根拠

・ 【資料 3】 流山市内庭球場 仕様比較表

・ 【資料 4】 (参考)流山市総合運動公園・コミュニティプラザ庭球場 減免  
利用状況

よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。審議会は公開が原則となっておりますので、議事録作成のため、発言等は録音させていただきますので御了承ください。

ここからは、土屋会長に進行をお願いします。

(土屋会長)

本日の出席状況を報告します。出席委員は10名で、委員数(12名)の半数以上となりますので、「流山市生涯学習審議会条例」第5条第2項に規定する定足数に達しており、会議は成立していることを御報告いたします。

本日の議題は、

(1) 流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について

(2) その他

となっております。

初めに、(1)流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定について、担当課から説明をお願いいたします。

(スポーツ振興課長)

それでは、説明させていただきます。

資料2をご覧ください。1ページの「1 使用料見直しの基本的な考え方」については、料金改定算出根拠を見直し、受益者に御負担いただく経費を「施設整備の全事業費」から「ランニングコストのみ」に変更しました。具体的には、人工芝の新設・張替え・シェルターのテント地分、補修費として砂の補充経費です。

また、4ページ「4-4 減価償却期間について」は、人工芝の総合運動公園の利用実績年数の平均である11.8年に変更しました。これらの条件のほか、実績から算出した年間実績供用回数に基づき算出した結果が、「5 上記条件による検討(案)について」のCase2です。

工事等経費(ランニングコスト) 1億1,869万5千円を  
年間供用回数60,596コマで割った  
1コマ当たりの負担額1,958.8円を  
減価償却期間11.8年で割ると  
1コマ当たりの値上げ分は166円となります。

値上げ分166円を料金区分に当てはめたものが、「6 料金改定結果一覧」です。現行料金に値上げ分166円を加えた算出料金を、基本方針に従い50円単位に丸めたものが改定料金となりますが、改定率が150パーセントを超えたものは、現行料金の150パーセントの額を50円単位に丸めた額を改定額としました。

総合運動公園については、一般は150円増の700円、小中高校生は80円増の300円、コミュニティプラザの室外については、150円増の700円、室内は150円増の1,250円となります。この結果が、資料1の利用料金改定(案)となります。

見直しにより、総合運動公園の一般は125円、小中高校生は30円、コミュニティプラザの室外は125円、室内は400円、値上げ幅を圧縮しました。

次に、資料3は総合運動公園とコミュニティプラザのテニスコートの仕様と、総合運動公園のテニスコートの整備計画を図にしたものです。

資料4は、料金減免利用の状況で、利用者の多い6月と少ない2月の状況をピックアップしました。減免利用者は、運動公園が約25パーセント、コミュニティプラザは約40パーセントという状況です。

料金改定算出根拠の見直し及び利用料金改定(案)の修正、並びに資料の内容については以上です。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

(土屋会長)

ただ今、スポーツ振興課長から説明がございました。質問や御意見などがございましたら挙手願います。

(熊谷委員)

資料「主な修正点」の減価償却期間が、改定後は11.8年に短くなった理由を教えてください。

(スポーツ振興課長)

資料2の4ページ「4-4 減価償却期間について」に、庭球場における人工芝の平均利用年数の表があります。これは整備実績で、こうした周期で張替えを行っており、この平均をとりますと11.8年になりますので、減価償却期間については11.8年にさせていただきました。

(土屋会長)

補足します。前回出し直しになった資料は、一般的な耐用年数15年として計算していましたが、今回は今までの実績から考えて、市としては11.8年を減価償却期間としたとの理解でよろしいですか。

(スポーツ振興課長)

はい。

(熊谷委員)

分かりました。

(土屋会長)

前回、年間コマ数の積算資料を提出してくださいとお願いしましたが、資料2の4-2、4-3で資料を出していただいています。4-2は年間総コマ数ということで、総合運動公園とコミュニティプラザで、それぞれ月ごとに何時から何時まで使えて、枠がどれだけあるかを計算していただいたもので、その結果3ページにあります74,322コマが全部で使えるコマ数になります。4-3では実際に使われることが予想されるコマ数を、令和3年度の実績から考え、面数を換算して60,596コマになったということです。

資料2の4ページ、5のCase2は実績で計算いただいている先ほどの11.8年の減価償却期間を採用すると、値上げ分が166円となります。5ページ上の総合運動公園庭球場の表を見ますと、値上げ分として、一般市民の利用者が166円、高齢者・障がい者が半額で83円、市外の利用者は倍額の332円と書かれています。現行料金に足し算した額面に対して、備考に書かれているように、「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に従って、

50円単位で整えると、改定後の料金は、一般700円、高齢者・障がい者350円、市外1,400円となります。ただ小中高校生については、50パーセントを超える値上げはできないため166円が足せない。そこで現行220円の50パーセントである半額110円を足すと330円となります。ただこれも50円刻みの設定となるため、300円になるということです。照明分は今回対象外ですので、資料2の料金改定に当たる算出根拠の部分はこれでよいかと思います。

それで実際の構造がどうなっているかについての説明資料が資料3です。現状と増設後に関して言えば、今の壁打ちの部分に2コートにして、現在の2コートの部分2つを3コートずつの計8面にするということです。

前回の審議会の際、「市外の人占有している」というクレームへの対応に関する議論がありましたが、現実的には申し込みの段階で市内の人と市外の人とのチェックはかなり難しいとのことでした。参考資料として資料4が出ているので確認しておくと、50パーセントの減免利用状況は、利用者最多月の令和4年6月で、総合運動公園だと22.4パーセント、コミュニティプラザは45.0パーセントになっています。そして利用者最小月の令和5年2月の場合はそれぞれ24パーセントと39.6パーセントになっています。というわけで、前回議論できていない部分の数値を出していただいていると思います。これについてはどうでしょうか。

我々が諮問されているのは料金改定に対する意見なので、議論の土台として、利用実績に関わる数字的な意味が確認できたのではないかと思います。市外・市内の利用についてどう考えるか、補足として話し合う余地があるかなど、気になる点について御意見いただければと思います。

(若松委員)

最大に見積もっても値上げ分159.6円で、マックス150円は変わらないと思うのですが、算出根拠について、令和3年度はコロナの時期だと思いますが、コロナ禍であっても利用者の数としては算出根拠的に適正であると考えてよろしいのですか。

(スポーツ振興課長)

令和3年度は屋外施設の利用には特に規制がなく、資料2の3ページ、4-3実績ベースのコマ数について、令和元年度から令和3年度の数字がありますが、コロナの影響で減っている状況がないことから、令和3年度を採用しています。

(谷田委員)

資料2の1ページ「4-1 施設運営の工事等経費の内訳」に、補修費に砂

の補充とありますが、人工芝を張った上で、更に砂を入れる形になりますか。4面増加分ということは、他の8面は補修しないのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

人工芝を張り、更に砂を入れるものです。補修費(4面増加分)と書かれています。4面分ではなく、全ての面分が年間25,000円になります。

(谷田委員)

12面ということで考えているんですね。

(スポーツ振興課長)

はい、4面増加分を含む12面に修正いたします。

(谷田委員)

シェルター部分の金額が前回から半分ほどになっているのは、張る面積が小さくなったわけではなく、材質が変わって安くなったのですか。

(スポーツ振興課長)

シェルターについては前回、骨組みや柱などを全て含んでいましたが、今回はランニングコストということで、定期的に張替えを行うテント地の部分だけを対象としました。面積を狭くしたとか、そういうわけではありません。

(滑川委員)

ランニングコストになったということで、コマ数の考え方や金額の出し方については理解できるのですが、工事費を受益者負担と考えていたところから、維持管理費に方針が変わった経緯を教えてくださいたいと思います。

(スポーツ振興課長)

前回の審議会で、市の施設について、建ててから全ての建築費を受益者負担にするのは無理があるとの御意見をいただき、施設が出来上がってからのランニングコスト部分を御負担いただく方向に転換したのが改定の理由です。

(土屋会長)

前回の審議会を受けて、料金改定は工事費全体ではなく、施設の利用に関わる部分の受益者負担として確認された、という理解でよろしいですか。

(スポーツ振興課長)

はい。

(土屋会長)

市内の他の施設にも関わってくる問題かと思うのですが、イニシャルコストとランニングコストがかかっている場合、ランニングコストだけを受益者負担とすることは説明がつくのでしょうか。

(滑川委員)

イニシャルコスト分を加えなくても大丈夫なのか。テニスをやらない市民への納得できる説明ができるようならよいかと思います。

(土屋会長)

先ほど、シェルターはランニングコストであるテント地部分だけにしたので、前回から半額くらいになったとの説明がありましたが、ランニングコストのみの負担へ方向転換した理由も伺えると分かりやすいかと思います。

(野上委員)

改定案を見て安心しました。価格を決める基本的な方針の中で150パーセントという上限があって、その枠の中でも、前は工事費が含まれていたのが改定料金は825円で流山が突出してしまうと感じていました。今回は、近隣の相場に収まる辺りで、県立柏の葉公園庭球場の650円よりは高くなるけれども、ランニングコストで計算しましたと言う方が理解を得やすいと思います。

(土屋会長)

市の施設全体のことに関心をもちたい意図はありませんが、少なくとも「施設の状況を鑑みて今回は」といった文言を入れていただいた方がよろしいかと存じます。

(滑川委員)

工事費を含めないことが適正な理由、テニスコートを使わない人やいろいろな立場の人に説明が付きるのであれば、今回の算出による改定案については、これでよいと思うのですが。

(土屋会長)

最終的な答申には、何らかの形でこうした議論の経緯も入れていただくとよいと思います。

他に気になることがあればお願いします。

(天農委員)

資料4(参考)総合運動公園・コミュニティプラザ庭球場減免利用状況の表ですが、コミュニティプラザの場合は50パーセント減免の対象が、小中高校生と65歳以上になっていて、その二つの対象者が足された数しか書かれていないのですが、小中高校生の件数や割合が分かったら教えていただきたいと思います。運動公園では、65歳以上と小中高校生の件数に、すごく差があるので、コミュニティプラザはどうなのか疑問に思いました。

(スポーツ振興課長)

コミュニティプラザの減免状況は、小中高校生の数はつかめていない状況です。感覚的ですが、65歳以上が大半であると捉えています。

(天農委員)

気になったのが、小中高校生が利用したい時間帯は学校のない時間だとすると、優先して使えるシステムになっていけばこんな大差になっていないのではと思うのですが、どうでしょうか。どの年代にとっても、公平なくじ引き利用法なんですよね。

(熊谷委員)

ニュースで流山市は10歳以下の子どもたちが高齢者よりも多いということでしたが、若い人に優先ということではないのですが、予約が取りにくい土・日曜日も65歳以上の利用が多いのか知りたいと思いました。

(スポーツ振興課長)

抽選は公平に機械で行っています。子どもばかりが落ちてしまっているということはありません。子どもの個人利用については、感覚的なところではありますが、実際にはそんなにいないと捉えております。

(土屋会長)

小中高校生とありますが、実際に小学生が申し込めるわけではないですよね。だとすると捉えようがないというか、20歳以上じゃないと申込みないとか、念のため予約の仕組みについて教えていただけますでしょうか。

(スポーツ振興課長)

予約システムの利用は16歳以上の方になります。

(山田委員)



そうすると、小中高校生の60件は、16歳以上が申し込んだということですか。

(スポーツ振興課長)

予約システムの利用は16歳以上と申し上げましたが、親御さんがお子さんの予約を取ることはできますので、60件の内に小・中学生も入っていると思います。

(土屋会長)

減免の仕組みが分からないのですが、予約システムが16歳以上で、親御さんが子どもさんの予約を取るとして、申込者と利用者とはシステムでは別になっているということですか。実際に誰の料金が減免になっているのですか。

(スポーツ振興課長)

予約を取った方ではなく、実際に使われる方が小・中学生のお子さんであれば、小中高校生料金になります。

(天農委員)

テニスする場合、何人かでやると思うのですが、メンバーの半数以上が減免対象者であれば減免になる仕組みですか。

(スポーツ振興課長)

大人が多ければ子どもが居ても大人料金になりますので、基本は予約した方の料金ではなく、実際利用した方が小学生が大半なら小学生料金になりますし、過半数を超えるレベルになります。

(西岡委員)

料金は利用者の数じゃない、面ですよ。

(土屋会長)

総合運動公園の小中高校生減免60件というのは、60面使った人が居ることですね。例えば、先生が数人居て高校生が大半なら減免で、高校生が数人で大人が大半だと大人料金で払う、という判断ですか。

(西岡委員)

料金は、面でいくらです。最近、学外クラブやサークルが利用する場合がありますが、例えば指導者、コーチなどが5人で、習う子どもが2人しかない場合は、大人として捉えるしかないと思います。

算定方法につきましては、今回は人口芝の張替え等の見直しに絞って、ただ一点だけ、総合運動公園はいったん更地にしてテニスコートを潰して駐車場に新しく作り変えたわけですから、その工事費は算出してしかるべきだろうと、そこを含めた耐用年数をお出しいただければよかったですと思いますが、今回はその修正案が出てきたということで、私は改定案として認めたいと思います。

(土屋会長)

減免の利用料金については、現場できちんと整理されていると感じておりますが、同じ人が同じ時間帯に利用という占有、市外の人が市民料金で利用という問題、この二つの事に対する対応はどうすればよいのか、適正な料金体制を維持するには今後も検討課題であると思います。

この審議会については、料金改定が適正であるかが今回の諮問内容なので、これに関して委員の皆様はどうでしょうか。ランニングコストに切り替えた説明をきちんとしていただければ、その後の計算部分は了承いただけたかと思うのですが。如何でしょう。

(山田委員)

最初は工事費全体という話でしたが、今回変わりましたということですが、テニスコートに限らず施設を新しくした場合に、市全体の施設料金の算定の決まりはありますか。

(スポーツ振興課長)

使用料の設定に当たっては、第1回審議会でお示ししています資料の中に、「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」がございます。この中で、原価についての考え方があり、計算に当たっては「施設の維持管理や運営等に要した1年分の費用」を原価と考えていく指針、これが根拠です。

(滑川委員)

今説明いただいた資料によると、原価については物件費、維持補修費、補助費等ということで、建築コストは入っていないのですね。これが算出根拠であるのなら、今回の説明はこれでよいと思います。

(土屋会長)

前回の資料3、「『流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針』の原価の考え方に基づいて、ランニングコストを受益者負担として計算する形で」、と根拠として資料名を入れて整理していただければと思います。答申に関しては、審議内容として詳しく残る理解でよろしいですか。そうしましたら、今回の資料2の部分、基本的な中核になると思うので、修正の希望を確認

ができればと思います。気が付いたところから行きます。1ページの4-1内訳の表の補修費について、「4面増加分含む」と記載いただくこと。

(谷田委員)

12面分と書くことはできないのですか。

(スポーツ振興課長)

先ほど12面と申し上げましたが、総合運動公園12面の他にコミュニティプラザが3面ございまして、うち2面に砂の補修をしますので、全部で14面分になりますので修正いたします。

(土屋会長)

3面人工芝を張り替えて、うち2面に砂を入れるのですか。

(スポーツ振興課長)

コミュニティプラザについては、室外庭球場2面に砂を入れています。室内の1面については入れていません。4-1内訳の表の補修費には「14面分」と記載いたします。

(滑川委員)

この内訳は、前回の資料と併せて見れば、拡張整備工事の概要が分かりますが、内訳だけ見ても分かりにくいので、料金改定に係る維持補修については、どの部分をランニングコストとして計上するか示した方がよいと思います。

(土屋会長)

工事費の全貌が分かるようにしつつ、そのうち今回いくらの部分が維持管理費となっている方がよいとのことで、資料2は「料金改定算出根拠」という資料名となっていますけれども、その前の所に資料3のような改修工事の具体的な説明があった方が分かりやすいかもしれませんね。

(谷田委員)

資料2の「5 上記条件による検討(案)について」ですが、Case2つの工事等経費の金額が違うので、結局砂の補充を、Case1では10年分を25万として計算するとこの金額になり、Case2の方も25,000円×11.8で計算されていました。非常に分かりづらいので、砂の補充費25,000円×減価償却期間年数に、残りの4項目が加算されるとの計算式を、何らかの形で算定の違いが分かるように書いてあるとよいと思いました。

(スポーツ振興課長)

分かりました。

(土屋会長)

確認ですが、次回第3回目の時には我々は何処の部分を確認すればよいのかですか。

(石川次長)

今回は、これまで2回に渡って御審議いただいた内容を審議会の意見として集約していただくこととなります。資料として答申(案)を用意いたしますので、その内容に御意見をいただく回となります。よろしくお願いいたします。

(土屋会長)

答申(案)の資料も作られる形になりますか。

(事務局)

答申(案)たたき台を事務局で作成し、事前に会長に御意見を伺いたいと思います。

(土屋会長)

料金改定について答申で認めるかどうか、イエスかノーで検討するという理解でよろしいでしょうか。我々の答申を受けて、今回検討させていただいたような具体的な資料を整えた上で、パブリックコメントを求めるといった段階を踏むという理解でよろしいですか。

(石川次長)

料金改定につきましては、市民参加を必要とすることですけれども、市民参加条例の規定に基づきまして、いろいろな方向で市民の意見集約することとなっています。この審議会を一つの市民参加ということで設定させていただき、その他市民の意見を供するというでのパブリックコメント、いくつかの手法によって市民の意見を集約する、その1つとして併用という形の解釈となります。

(土屋会長)

ありがとうございます。数字の根拠に関して、「審議会としてはこう考えて妥当かどうか認めた」という形は残るわけですね。

他に気になる部分はありますか。

(熊谷委員)

第1回から料金改定について話してきましたが、令和5年度版流山市総合計画実施計画に「総合運動公園庭球場拡張工事」の記載がありました。スポーツ環境の整備ということで、審議の最初からどういう方針で何を定めるか示してもらえればと思いました。

(滑川委員)

資料2の5ページに、総合運動公園庭球場の料金区分に小中高校生が2段あるが、改定率に○と×があって、意味が分かりにくい。パブリックコメントをやるのであれば、分かりやすい資料にした方がよいと思います。

(土屋会長)

下段だけ生かして、表の下にアスタリスクで注釈を付けたらいいですね。

(若松委員)

再確認ですが、資料2の「1 使用料見直しの基本的な考え方」について、全体の建設費との考えも出ていましたが、最終的には「流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針」に従って、今回の料金設定に対する根拠としては新たな使用料を見直して算定する、という一文になるということでしょうか。

(スポーツ振興課長)

はい。

(若松委員)

もう一つ、付帯意見として不平等利用の是正について付けるとして、作文はどちらで用意するのでしょうか。1文だと思いますが、公平な施設利用を入れられたらよいのですが。

(土屋会長)

事務局との調整は御一任いただければと思います。よろしいでしょうか

(西岡委員)

施設利用の窓口である指定管理者にも徹底させるという意味で、その一文が大きい後押しになります。

(土屋会長)

せっかくですから、各委員から一言ずつ御意見を伺えればと思います。

(野上委員)

柏市は人口43万人でテニスコートが51面、野田市は人口15万人で19面です。流山市は人口に対してテニスコートが少ないので、おいおい整備していったら、いつでもどこでもテニスができる、生涯学習の理念が実現できればと思っています。

(熊谷委員)

私は市の総合計画審議会委員をやっていたので、総合計画の基本政策「生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち」へ、生涯学習がその一つだと思っています。施設を良くすることはありがたいのですが、生涯学習の機会、今回はテニスの機会ですが、いろいろな学習機会の窓口を広げてもらって情報が入ってきますが、それが系統的ではない。公民館にしても、サークルは何があるか行ってみないと分からないので、情報がネット等で分かるような機会をもっと整備してもらおうよう、各指定管理者に強いアプローチが必要ではないかと思いました。

(天農委員)

今回はテニスコートが新しくなり、料金設定をどうするかの話し合いでしたが、私が利用したのは随分前で、現在の利用方法を分かっていなかったのが、土台として共通認識すべき基本的なところを説明していただいてから、議題に入りたかったと思いました。本題に入る前に、疑問点が非常に多く分かりにくかったです。

(西岡委員)

私はスポーツ推進協議会の会長をしておりますが、分かりやすく誰もが生涯を通じてスポーツないしはサークル活動を楽しめる、そういった方向に進んでいけたらとてもいい街になると思いますので、皆様の意見を聞きながら、また市役所の協力も得ながら進めていけたらと思います。

(山田委員)

私はこういう場に初めて参加させていただきましたが、料金を決めるのに、綿密な計画を立て、いろいろな意見を聞いているのだと知って、勉強になりました。流山市は近隣に比べてスポーツが盛んで、地域別にスポーツ指導員さんが居て、高齢者向けに「歩け歩け」のような計画をやってくださっており、こういう企画は良くて有難いと思っています。

(谷田委員)

私は夫と一緒に楽器を持って、高齢者施設等を回らせていただいています。コロナ禍を経て高齢者施設や自治会を回っている時に感じることは、外に出られる方はよいのですが、外に出ていない方にどう参加していただくかということです。私はガイドをやっており公民館・交流館・博物館などの行事にも関わっていますが、いろいろな取組がなされていて、非常に楽しく参加しやすくもなっていますが、外に出ていない方に、そういう所にどう参加していただくか、広報紙を手に入れていない方もいらっしゃいますし、ネットに高齢者が触れていないこともありますので、自分たちの課題になってきていると感じています。

(滑川委員)

今回、話し合いの中で感じたことは、話が大きくなりますが、そもそものビジョンを全体としてよく共有することが大事だと感じました。学校でもそうなのですが、生涯学習全体を見通してどうやって行くのか。テニスコートの話だけを語って話をしても、全体のビジョンを見通して議論していかないとうまくいかないと思いました。また、先ほど、公平性の問題を付帯意見に入れる話がありました。市外利用や減免対象については指定管理者が目視で確認とのことでしたが、明文化した規定はないのでしょうか。例えば、何割が市外の人なら市外料金にするとか、指導者と習う人が居て、習う人の多数が子どもなら小中高校生料金であるなど、あまり細かくてもやりにくいのですが、目安となる指針がないと指定管理者はやりにくいのではないかと思います。

(西岡委員)

一応あるにはあるのですが、徹底されていないことが一番問題ですね。

(滑川委員)

話の流れからないと思っていましたが、あるのですね。付帯意見に意図して付けたいのかと感じました。

(角委員)

前は途中で失礼しましたが、今回詳しく資料を出していただき、皆さんの御意見・御質問で理解できてよかったですと思います。私は学校現場にいて、おおたかの森小学校には、おおたかの森センターがあり、施設と何かできるか連携して一緒に考えていければと思っています。

(若松委員)

今回いろいろ話を聞いて、生涯学習について、施設が新しくなるけれども私

はやらないという話が出ないために、市民全てが健やかに生涯現役で体力づくりをしていくための環境、プールやテニスコート、体育館を市がどこまで整備する必要があるということは示した方がよいと思います。

生涯学習というと、施設や場所なのか内容なのか、非常に多様化して何処までが生涯学習なのか常に議論になってくると思いますが、学習者の立場に立って一度見直してみることが大事ではないかと思います。健康づくりや学習情報を収集して提供することは非常に重要ですし、どんなものが地域にあるのか相談をして提供する。また、究極的に言えばこれからプールはなかなか民間施設を利用する以外にない時に、健康づくりの助成金としてお金を出すとか。

学習者の視点に立つと3つぐらいしか施策の提案がないのですが、例えば、健康づくりとして教育委員会のものは教育委員会が把握していますが、厚労省関係の高齢者のものは同じものをやっているのに把握していない、労働省系のコミュニティプラザ的なものもばらばらでやっていたりとか、農政省系で生きがいづくりは別にやっていたり、地域の中で同じ内容をやっているけれども実は補助金の流れで違う管轄というのが結構あります。本来なら民間であろうが、監督省が違っていようが、流山のものならほぼ網羅して見れるものを作っていく、それが生涯学習センターなどの本来の役割であろうと思いますので、学習情報の収集が全市的にできればよいと思っています。

(土屋会長)

お話がいろいろ出ましたが、ビジョンを共有し、全体が分かっている細かいところを考えていかないとズレてしまうので、今後もそういう確認のお手伝いできればと思っています。私の専門領域は目的設定を大事にする仕事の現場ではありますが、生涯学習というものを考えた時、「自己目的的活動」という言い方があるのですが、「楽しいからやる」、「やりたいからやる」、「特定の目的に縛られるのでなくてやりたいからやる活動」として位置付けていくことが大切でしょう。そのための学習の機会を保証し、質を担保する仕組みづくりを実現するには、たとえルールがあってもその徹底が難しいので、それをどう後押しできるのか、その仕組みづくりに繋がる話があればと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

時間的に余裕はありますが、議論としては尽くしたかと思いますので、議題(1)につきましては次回以降の継続審議とさせていただきます。第3回審議会の資料は事務局と私に御一任いただいて、次回、皆様に検討いただきたいと思っています。

次に、(2) その他について、事務局から何かございますか。

(事務局)



次回、第3回審議会は8月3日（木）に開催いたします。正式な開催通知については、後日、会長名で郵送いたします。皆様、お忙しい時期とは存じますが、御出席いただきますようお願い申し上げます。

（土屋会長）

それでは、以上で議事を終了します。

皆様には議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

（司会）

土屋会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第2回生涯学習審議会を終了いたします。

【閉会 16時】